

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和45年1月から同年3月まで
②昭和45年7月から47年7月まで

私は、義母に勧められて国民年金に加入し、郵送で送られてきた納付書を使って、金融機関の窓口で国民年金保険料を納めていたので、申立期間につき未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、受給資格確保のために必要な保険料納付月数を大きく超える84か月分の国民年金保険料を特例納付しており、申立人の納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立期間①の直前の昭和44年4月から同年12月までの間の保険料及び直後の45年4月から同年6月までの間の保険料を現年度納付し、43年7月から同年12月までの間の保険料を45年6月に過年度納付している。

さらに、申立期間①は3か月と短期間でもあり、納付したと考えることが合理的である。

2 申立期間②については、申立人の記憶は曖昧^{あいまい}であり、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（預金通帳、家計簿等）が無い。

また、申立期間②当時、転居等から、申立人の生活環境が変わった時期であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから保険料を納付していたと推認

することは困難である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 50 年 3 月
②平成 5 年 4 月

私が 60 歳を過ぎたころ、夫が「お前の国民年金保険料はすべて払い終えたぞ。」と言ったことを記憶しているので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付については、申立人の夫が行っていたと述べており、その夫は未納期間が無く、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っているなど、国民年金に対する意識が高かったと言える。

また、申立人及びその夫は、国民年金制度開始時に夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されており、夫婦同時に国民年金の加入手続を行ったと推測される。

2 申立期間①について、申立人は、申立期間直前の昭和 50 年 2 月まで厚生年金保険被保険者であったため、申立期間①当時、国民年金への切替手続を行う必要があったが、申立人の保険料を納付したとする申立人の夫は、50 年 4 月分から付加保険料の納付を開始していること、また、申立人の国民健康保険資格取得日は 50 年 3 月 28 日とされており、国民健康保険の切替手続も適切に行っていたと推測されることから、申立人の夫の付加保険料の加入手続及び申立人の国民健康保険の加入手続と同時に申立人の国民年金の加入手続を行った可能性は高いと考えられる。

さらに、申立期間①は1か月と短期間であり、申立期間①直後の国民年金保険料の納付に遅れはみられず、申立人の夫は納付済みであるのに対し、申立人のみ保険料を納付しなかった合理的理由も見当たらない。

- 3 申立期間②について、申立期間は1か月と短期間であるが、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとする申立人の夫も既に他界しているため、当時の状況が不明である上、申立期間②直後の平成5年5月から同年9月までの国民年金保険料を時効間際の7年6月26日に過年度納付していることから、申立期間②に係る保険料は時効により納付できなかったと考えられる。

また、申立期間②当時、申立人の夫は満60歳に到達しており、当該期間は国民年金被保険者ではなかったため、国民年金保険料を納付する必要は無く、ほかに、申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）も無い。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和60年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年7月31日から同年8月1日まで
厚生年金保険の加入期間について確認したところ、A事業所に勤務していた昭和60年7月は、厚生年金保険に未加入となっていた。同事業所を退職したのは、同年7月31日のため、資格喪失日は同年8月1日となるはずである。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給料支払明細書、事業主の回答などから判断すると、申立人は、A事業所に昭和60年7月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書の保険料控除額及び昭和60年6月の社会保険庁の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の資格喪失日の記載を「昭和60年8月1日」とすべきところ、「昭和60年7月31日」と誤って届け出たことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和60年7月の保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和29年1月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年11月17日から29年1月16日まで
厚生年金保険加入期間について社会保険事務所に確認したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。

この時期、A社B工場からC社のD本社に転勤となったが、A社のグループにおいて継続勤務しており、厚生年金保険料も給与から控除されていると思われるので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録、労働者名簿、雇用保険の記録及び同僚の証言などから判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和29年1月16日にA社B工場からC社（D本社）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和28年10月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は不明としているが、申立人と同一時期にA社B工場からC社（D本社）に異動した複数名の従業員についても、同様に被保険者期間の欠落が見受けられるところ、申立人及びこれら複数の厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和29年1月16日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所が28年11月17日と誤って記録することは、考え難いことから、事業主が社

会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出をおこなっており、その結果、社会保険事務所は同年 11 月及び 12 月の保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合も含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店における資格喪失日に係る記録を昭和39年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月30日から同年7月1日まで

昭和39年7月1日付けでA事業所B支店から同事業所C支店に異動した。その際の厚生年金保険被保険者期間が1か月間欠落している。A事業所に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA事業所が提出した従業員詳細情報などから判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し（昭和39年7月1日にA事業所B支店から同事業所C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年5月の社会保険事務所の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、通常の社内事務処理において転勤時であっても保険料納付は継続して行っているとしており、保険料を納付したと主張しているものの、これを確認できる関連資料、周辺事情は無い。一方、事業主が資格喪失日を昭和39年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録したとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る

昭和 39 年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所
が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場
合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を
納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年8月から61年3月までの期間、平成2年4月から同年9月までの期間、3年2月、4年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ①昭和59年8月から61年3月まで
②平成2年4月から同年9月まで
③平成3年2月
④平成4年5月及び同年6月

父親が町役場に勤務しており、国民年金の必要性を感じていた。

申立期間当時、私は転勤が多かったが、結婚するまでは父親が国民年金保険料を納付してくれていたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付をしていたとする申立人の父親は、申立人が22歳のころに加入手続を行ったと証言しており、これは申立人の国民年金手帳記号番号払出日(昭和62年7月13日)時点の申立人の年齢と一致しており、不合理な点はない。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で申立期間①の一部は既に時効である。

また、昭和61年度の国民年金保険料を昭和63年8月15日に過年度納付していることから、申立人の父親は、申立人に係る国民年金の加入手続を行った62年度の現年度保険料から納付を開始し、63年8月に過年度保険料をさかのぼって納付した時点で申立期間①は既に時効であったため、保険料を納付することができなかったと考えられる。

さらに、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計

簿、日記等)は無い。

- 2 申立期間②から④について、申立人及び保険料を納付していたとされる父親の記憶は曖昧であり、当時、申立人は住所を異動しているが、その際に国民年金の住所変更手続きを行った記憶は無く、申立人の所持する国民年金手帳からも同手続きを適切に行っていたことはうかがえない。

また、申立期間②から④は、平成 16 年 9 月 24 日に厚生年金保険の加入記録と照合されたことにより、国民年金の加入期間として、確定されたものであり、それ以前は未加入期間とされていたと推測され、国民年金保険料の納付書が発行されていなかったと考えられる。

さらに、同期間における国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)は無い。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 900

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から44年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月から44年10月まで

結婚して私が実家の店を手伝うことになった時、母親が私たち夫婦の将来を考えて、国民年金の加入手続と国民年金保険料を納付してくれたはずである。その時、私も母親と一緒に役場に行った記憶があり、夫は20歳にさかのぼって国民年金保険料を納付しているのに、私だけ申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親と一緒に役場に行ったものの、その時の国民年金加入手続及び保険料納付については、すべて申立人の母親に任せていて、申立人自身は直接関与していないことから保険料額及び納付場所についての記憶が曖昧である上、加入手続及び納付をしたとするその母親は既に他界しているため、当時の状況は不明である。

また、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号払出日及び国民年金手帳の発行日は共に昭和45年6月10日となっており、申立人夫婦は、このころ国民年金加入手続を行ったと推察できる上、同夫婦が当時居住していた町の国民年金被保険者名簿により、申立人の夫は厚生年金保険に未加入であったために、20歳までさかのぼって過年度納付していることが確認できる。一方、申立人の資格取得日は20歳到達日でなく、45年4月1日となっており、これは申立人が同日まで厚生年金保険被保険者であったことが加入手続の際に確認されたことによるものと考えられ、申立人の所持している国民年金手帳の資格取得欄にも45年4月1日と記載があることから、申立期間は未加入期間であり、その後の45年4月から納付し始めたと考え

るのが自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 901

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から同年8月までの期間及び同年10月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和46年6月から同年8月まで
②昭和46年10月から50年3月まで

昭和46年6月ごろ、オートバイ事故で入院した時に国民健康保険に加入していないことが分かり、退院後すぐに、役場で国民健康保険の加入手続をし、その際、国民年金の加入手続もして国民年金保険料を納付した。その後、同年10月に転居したが、転居して半年間は転居前の町の納付書を使って転居前の町役場に保険料を納付し、その後は転居後の町役場で保険料を納付したはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和50年4月ごろであり、申立期間①及び申立期間②の一部は時効であるほか、この当時は特例納付の時期であるが、申立人が特例納付したことはうかがえず、申立人にも遡^{そきゅう}及納付の記憶は無い。

また、申立人は、転居後半年間は転居前の役場から実家に納付書が届いたとしているが、納付書は加入者本人の住所地にしか送付されないため、不自然である。

さらに、申立期間①及び②以外にも未納期間が多数あり、申立期間の合計は45か月と長期間である。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、日記等)も無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 902

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から同年12月まで

昭和36年ごろ、職場に国民年金加入受付所が設けられたので、国民年金の加入手続をした。その後、3か月分300円ずつ納めていたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年ごろに職場で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は3か月分300円ずつ納付していたことなど、保険料額及び保険料の納付方法について、明確に記憶しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は37年1月に払い出されており、このころ国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付を開始したと推測され、申立人が記憶する上記の状況は、その時点の状況とも一致している。

また、申立人は昭和37年1月に国民年金に任意加入しており、申立期間は任意加入対象期間であることから、申立人は制度上、加入手続を行った時からさかのぼって国民年金に加入することはできず、保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 903

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から42年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月から42年2月まで

昭和37年3月に結婚を契機に国民年金に加入し、当時住んでいた団地内自治会の班長が国民年金保険料の集金に来ており、納めたはずであるので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入時期等についての記憶が曖昧であり、申立人は団地に住んでいたころ、3か月ごとに450円の国民年金保険料を納付していたと記憶しているが、当時の保険料額と相違する。

また、申立人の国民年金手帳記号番号はその夫と連番で昭和42年4月に払い出されていることから、このころ、申立人の夫が厚生年金保険被保険者資格を喪失したため、夫婦同時に国民年金の加入手続を行ったと推測され、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号を払い出されていたことはうかがわれない。

さらに、申立人の所持する国民年金手帳（昭和42年4月28日発行）を見ると、国民年金被保険者の資格取得日が昭和42年3月1日となっており、41年4月から42年2月までの検認記録欄に「納付不要」との押印あることから、申立期間は未加入期間とされていたことがうかがわれる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 904

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの期間及び52年4月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和49年4月から50年3月まで
②昭和52年4月から60年3月まで

私は病気がちであったため、毎年免除申請していたが、国民年金保険料をまとめて5万円納付した記憶があるので、保険料が納付済みとされていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料をまとめて5万円納付した記憶があると述べているものの、納付時期については不明である。

また、申立人は、まとめて国民年金保険料を納付したのは1度だけであると述べており、社会保険庁のオンライン記録を見ると、昭和60年1月11日に50年4月から52年3月までの保険料（約4万円）を追納しており、昭和60年度以降の保険料は現年度納付している。

このことから、申立人は、昭和60年ごろから国民年金保険料を納付し始めたと推測されるが、その時点で申請免除期間である申立期間①は既に追納可能である10年の期間を経過しており、追納することができなかったと考えられる。

さらに、申請免除期間である申立期間②について、まとめて追納した場合、その保険料額は約44万円になり、申立人の記憶する納付額とは大きく相違する。

加えて、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 29 年 5 月 1 日～同年 7 月 20 日まで
②昭和 30 年 9 月 13 日～34 年 4 月 5 日まで
③昭和 34 年 7 月 22 日～同年 9 月 20 日まで

社会保険事務所の記録では、申立期間について脱退手当金が支給済みであるということだが、自分は脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金の支給対象となった申立期間の厚生年金保険被保険者期間に係る被保険者記号番号は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間に係る事業所の次に勤務した事業所における厚生年金保険被保険者期間は、別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

さらに、申立人の脱退手当金は昭和 35 年 4 月 19 日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を退職後、昭和 40 年 7 月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 31 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
(A 事業所)
②昭和 33 年 8 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
(A 事業所)
③昭和 37 年 11 月 1 日から 38 年 4 月 16 日まで
(B 事業所)

A 事業所及び B 事業所に勤務していた期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

A 事業所の社内旅行に参加した際に撮影した写真と B 事業所の同僚と撮影した写真があるので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所の記録によると、申立てに係る A 事業所(現在は、C 事業所)が厚生年金保険の新規適用となったのは、昭和 31 年 7 月 1 日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所になっていない。

申立期間②について、社会保険事務所が管理する A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号※番(昭和 31 年 7 月 1 日取得)から同番号※※※番(昭和 34 年 1 月 1 日取得)までを確認したが、この間に欠番は無く、申立人は、同番号※※番(昭和 31 年 7 月 1 日取得、33 年 8 月 1 日喪失)として厚生年金保険の被保険者となった記録が確認でき

るほかには、申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した^{こんせき}痕跡も認められない。

また、申立人は、昭和 33 年 10 月 12 日から翌日まで社内旅行に参加した際に撮影したとする写真を所持しているが、C 事業所に照会しても申立期間当時における社内旅行の実施状況などについての確認ができず、時期の特定はできなかった。

さらに、当時の同僚からも、申立人の勤務状況等の証言を得ることはできなかった。

申立期間③について、社会保険事務所の記録によると、申立てに係る B 事業所(現在は、社団法人 D 協会)が厚生年金保険の新規適用となったのは、昭和 38 年 4 月 16 日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所になっていない。

また、社団法人 D 協会は、「当時の B 事業所の人事記録等の関連資料は無い。」と回答しており、申立期間に係る申立人の勤務実態等を確認することはできなかった。

さらに、申立人が名前を挙げた当時の同僚からも証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から20年4月1日まで
A事業所のB丸、C号及びD丸に船員として勤務していた期間について、社会保険事務所に船員保険の加入記録を照会したところ、申立期間について船員保険に加入していた事実は無いと回答を得た。
当時、石炭を輸送する船舶の甲板員として勤務していたことは確かであり、小形船舶乗組員手帳に乗下船記録が記載されているので、当該期間について船員保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

小形船舶乗組員手帳法（昭和17年法律第83号）に基づき小形船舶乗組員手帳を発給された者は、当時の船員法第一条に規定する船員の要件に該当していなかったものと考えられることから、申立人は、船員法第一条に規定する船員であることを被保険者の要件としている船員保険の被保険者であったとは言い難い。

また、社会保険事務所に管理するA事業所の船員保険被保険者名簿には各被保険者に対して整理番号と考えられる番号が連番で付けられているが、同番号※番の被保険者から、申立人の氏名が記載されている同番号※※※番までの被保険者は、いずれも昭和20年4月1日に資格を取得しており、それよりも前に資格を取得した被保険者は見当たらない。

なお、申立人がA事業所で船員保険の資格を取得した昭和20年4月1日は、改正された船員保険法の施行日であり、申立人は船員保険法改正に伴い、被保険者の適用範囲が拡大したことに起因して船員保険の被保険者となりえたことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和20年12月11日から21年3月28日まで
②昭和21年3月28日から23年1月3日まで

社会保険事務所に厚生年金保険及び船員保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険及び船員保険に加入していた事実はない旨の回答を得た。

申立期間①はA局に勤務しており、申立期間②はB海軍のLCT（小型の戦車揚陸艦）艦艇事務職員として乗船勤務をしており、C会D支部から給料が支払われていた記憶があるので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、E省F局の履歴書から、当時、申立人は国の雇員として雇用されていたことが確認でき、厚生年金保険の被保険者ではなかったと考えられる。

また、社会保険庁の記録からも、A局が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

申立期間②について、G省が保管するB政府から日本官公署が借り入れた艦船のリストにLCTの船名は見当たらなかった。

また、両申立期間当時は、C会が船員及び船舶の運航について一元的な管理を行っていたことから、社会保険事務所が管理する同会D支部の厚生年金保険及び船員保険に係る被保険者名簿を確認したが、両名簿に申立人の氏名は見当たらない。

さらに、申立人は、当時の船員手帳を所持しておらず、同僚の氏名の記

憶も無く、当時の状況をうかがえる証言を得ることができない。

このほか、申立人の両申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月30日から21年2月1日まで
社会保険事務所に問い合わせをしたところ、昭和21年2月1日から22年5月10日までのA事業所における厚生年金保険被保険者期間が見つかった。

しかしながら、A事業所には昭和20年5月から勤務しており、厚生年金保険被保険者期間に相違があるので、訂正していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、社会保険事務所が管理するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の資格取得日は昭和21年2月1日となっていることが確認できるほかには、申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した痕跡^{こんせき}も認められない。

また、社会保険事務所が管理する厚生年金保険被保険者記号番号払出簿を確認したが、申立人の記号番号は昭和21年2月1日に払い出されていることが確認できる。

さらに、A事業所において、申立人と同時期に厚生年金保険の資格を取得している複数の者から「申立人を含め多数の者が、資格取得日前から勤務している。」との供述を得ており、申立人のA事業所における就労開始日が厚生年金保険加入日と同日でないことがうかがわれる。

加えてA事業所は昭和34年1月2日にB共済組合制度に移行のため、既に全喪しており、申立期間当時の厚生年金保険の適用、保険料控除の状況についてB共済組合に照会したものの、「制度移行前にA事業所を退職した者について関連資料を保管しておらず不明である。」との回答を得た。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 45 年 5 月ごろから 47 年 4 月ごろまで
(A 事業所)
②昭和 47 年 9 月ごろから 49 年 6 月ごろまで
(A 事業所)
③昭和 50 年 1 月ごろから同年 7 月ごろまで
(A 事業所)
④昭和 51 年 8 月ごろから同年 9 月ごろまで
(B 事業所)
⑤昭和 54 年 1 月ごろから同年 9 月ごろまで
(C 事業所)
⑥昭和 55 年 4 月ごろから同年 6 月ごろまで
(D 事業所)

昭和 45 年 5 月ごろから 55 年 7 月ごろまで、事業所の名称は変わったが、事業主及び所在地が同一である事業所に継続して勤務していた期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

給与明細書等はないが、働いていたことは事実であるので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、申立てに係る A 事業所は、社会保険事務所の記録によれば、昭和 47 年 3 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業

所になっていることが確認でき、社会保険事務所が管理するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険番号1番（昭和47年3月1日取得）から最終の同番号23番（昭和50年7月1日取得）までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は同番号6番（昭和47年4月1日に資格を取得し、同年9月29日に資格を喪失）及び同番号21番（昭和49年6月1日に資格を取得し、50年1月10日に資格を喪失）以外には見当たらず、申立人の氏名が脱落した痕跡も認められない。

また、被保険者原票には、昭和47年10月25日及び50年1月18日に健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

さらに、申立人の申立期間①、②及び③に係るA事業所の雇用保険の被保険者記録を確認することはできなかった。

申立期間④について、申立てに係るB事業所は、社会保険事務所の記録によれば、昭和51年8月31日に全喪していることが確認できる。

また、被保険者原票には、昭和51年9月20日に健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

さらに、申立人の雇用保険の記録から、申立てに係るB事業所の雇用保険の離職日が、昭和51年8月30日であることが確認できる。

申立期間⑤について、社会保険事務所が管理するC事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険番号※番（昭和51年9月1日取得）から最終の同番号※番（昭和55年1月4日取得）までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は同番号※番（昭和51年9月1日に資格を取得し、54年1月21日に資格を喪失）及び同番号※番（昭和54年9月1日に資格を取得し、55年4月11日に資格を喪失）以外には見当たらず、申立人の氏名が脱落した痕跡も認められない。

また、被保険者原票には、昭和54年1月及び55年4月に健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

さらに、申立人の申立期間⑤に係るC事業所の雇用保険の被保険者記録を確認することはできなかった。

申立期間⑥について、申立てに係るD事業所は、社会保険事務所の記録によれば、昭和55年6月1日に厚生年金保険の新規適用事業所になっていることが確認できる。

また、社会保険事務所が管理するD事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人が、新規適用日である昭和55年6月1日に健康保険番号4番として厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことを確認できる。

このほか、申立人の申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和27年7月ごろから28年8月ごろまで
(A事業所B工場)
②昭和35年1月ごろから同年6月ごろまで
(C事業所D工場)

A事業所B工場及びC事業所D工場に勤務していた期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

給与明細書等はないが、働いていたことは事実であるので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所が管理するA事業所B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号※※※番(昭和27年3月25日取得)から同番号※※※番(昭和28年9月1日取得)までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した^{こんせき}痕跡も認められない。

また、申立人は、申立期間当時、臨時社員であったと記憶しており、A事業所B工場の記録を管理しているA事業所E工場からは、「臨時工(当該事業所は、臨時社員ではなく臨時工であるとしている。)については、入社後すぐに厚生年金保険に加入させず、就業態度等を観察した上で、加入させていた。」との回答を得た。

申立期間②について、社会保険事務所が管理するC事業所D工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号※※※番(昭和31年10月

10日取得)から同番号※※※番(昭和36年3月16日取得)までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した^{こんせき}痕跡も認められない。

また、申立人は、申立期間当時、臨時社員であったと記憶しており、C事業所D工場の記録を管理しているF事業所からは、「臨時社員については、入社後すぐに厚生年金保険に加入するのではなく、一定期間就業態度等を観察し、当該臨時社員の意向を確認した上で、加入させていた。」との回答を得た。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。